

政府による緊急の過剰米処理を求める意見書

平成 26 年産米は、宮崎県、鹿児島県、高知県などの超早場米の消費地での取引価格が「前年を 4,000 円程度下回る 12,000 円台（1 俵 60kg）」などと取りざたされ、全国的な価格の大暴落が強く懸念されます。

この間、米の生産費が 16,356 円（60kg 当たり全算入 平成 19 年～平成 23 年平均）という一方で、米価下落が続いています。農家手取りベースで 4,000 円前後の赤字という状態がこの数年の傾向です。さらに平成 26 年産米から経営所得安定対策が半減され、米価変動補てん交付金も事実上廃止となり、稲作農家の経営は圧迫されています。

このもとで米価がさらに暴落するなら、再生産が根底から脅かされることとなります。とりわけ、規模拡大をしてきたいわゆる「担い手」の経営への打撃は計り知れないものがあります。

そもそも、この春から秋にかけての米価の下落は、政府の姿勢によるものが大きいと考えられます。平成 25 年度、平成 26 年度の基本指針を決めた昨年 11 月の「食料・農業・農村政策審議会食糧部会」で、今年 6 月末の在庫が 2 年前に比べて 75 万トンも増える見通しを認識しながら、何ら対策を講じてこなかった政府の責任が問われています。また、「攻めの農政改革」で 5 年後に政府が需給調整から撤退する方針を打ち出したことも追い打ちをかけています。

主食の米の需給と価格の安定を図るのは、政府の重要な役割です。過剰基調が明確になっている今、政府の責任で需給の調整を行うのは当然であり、緊急に対策を実施することが求められています。こうした緊急対策も含めて政府が「米の需給と価格の安定に責任を持つ」姿勢を明確にすることが今、最も求められています。

以上の主旨から、次の事項について取り組まれるよう強く求めます。

記

備蓄米買い入れをはじめ、政府の責任で緊急に過剰米処理を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 9 月 19 日

岩手県遠野市議会議長 新田 勝見

衆議院議長 伊 吹 文 明 様

参議院議長 山 崎 正 昭 様

内閣総理大臣 安 倍 晋 三 様

農林水産大臣 西 川 公 也 様